

○宮崎大学医学部附属病院患者支援センター運営委員会規程

〔平成17年4月20日  
制 定〕

改正 平成21年7月15日 平成22年10月13日  
平成24年10月10日 平成27年3月18日  
平成27年9月16日 平成28年3月9日  
平成29年3月15日 平成31年3月20日  
令和元年9月18日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院に地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び地域行政等との地域医療連携を推進し、患者支援を行うため宮崎大学医学部附属病院患者支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、病院長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。  
(1) 地域の医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携に関すること。  
(2) 地域の医療機関からの紹介患者の受入れ及び逆紹介に関すること。  
(3) 地域の医療機関及び行政機関等からの医師紹介要請の対応に関すること。  
(4) 患者相談に関すること。  
(5) その他地域医療連携及び患者支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は次の事項に掲げる委員をもって組織する。  
(1) 病院長が指名する副病院長 1人  
(2) 患者支援センター長  
(3) 患者支援副センター長  
(4) 診療科長のうちから3人  
(5) 薬剤部長  
(6) 看護部長  
(7) 事務部長  
(8) 医療支援課長  
(9) メディカルソーシャルワーカーのうちから2人  
(10) その他委員長が必要と認めた者  
2 前項第4号、第9号及び第10号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、患者支援センター長をもって充てる。  
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。  
3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。  
4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、総務課長及び医療支援課長をもって充てる。  
2 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月20日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第2号委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月10日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第7号委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第7号委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第4号及び第9号から第11号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。